

マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会 開催要綱

1 目的

本検討会は、地域活性化の道筋を明らかにする「マイキープラットフォーム※による地域活性化戦略案」の構築を目的とし、「公的個人認証サービス等を活用したＩＣＴ利活用ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の下に開催されるサブワーキンググループとして開催する。

※マイキープラットフォームとは

マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもので、マイナンバーを使うことはないもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤。

2 名称

本検討会は「マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会」と称する。

3 検討内容

マイキープラットフォームによる地域活性化への道筋を明らかにするため、以下の項目について検討する。

- ①住民視点での行政サービス再編・業務改革
- ②新たな商店街振興策を軸とした地域経済活性化
- ③多様なサービスイノベーションによる地域経済好循環拡大への期待

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の座長は、総務省大臣補佐官とする。本検討会の構成員は、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (3) 本検討会座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会座長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (5) 本検討会座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 本検討会において検討された事項は、本検討会座長がとりまとめ、これをWGに報告する。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事等の公開

- (1) 本検討会は原則として公開とする。
- (2) 本検討会で配付された資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合

- ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (3) 本検討会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 スケジュール

本検討会は、平成28年2月から開催する。

7 事務局

本検討会の庶務は、総務省地域力創造グループ地域政策課地域情報政策室、大臣官房企画課個人番号企画室、行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局住民制度課及び情報通信国際戦略局情報通信政策課において行うものとする。

マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会 構成員名簿

(敬称略、50音順)

座長	太田 直樹	総務大臣補佐官
赤間 広嗣		鹿児島県企画部情報政策課長
市瀬 英夫		埼玉県町村会情報システム共同化推進室長 静岡県C I Oアドバイザー
伊藤 博		川崎市中原区 モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合理事長 神奈川県商店街振興組合連合会理事長
大高 利夫		藤沢市参事兼I T推進課長
岡田 祐子		株式会社エムズコミュニケーション代表取締役社長
小尾 高史		国立大学法人東京工業大学 准教授
高橋 邦夫		豊島区区民部税務課長
手塚 悟		慶應義塾大学大学院 特任教授
東條 洋士		徳島県政策創造部地方創生局地域振興課長
原田 智		京都府情報政策統括監
廣川 聰美		地域情報化アドバイザー
吉田 康夫		全国商店街振興組合連合会専務理事

【関係省庁等】

向井 治紀	内閣官房社会保障改革担当室審議官 内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室室長代理(副政府C I O)
籾内 雅幸	経済産業省中小企業庁経営支援部商業課長
猿渡 知之	総務省大臣官房審議官(地方創生・地方情報セキュリティ担当)
福浦 裕介	地方公共団体情報システム機構情報化支援戦略部長